雇い止め＝解雇は絶対に許しません！

労働組合を結成し立ちあがりました

合同・一般労働組合全国協議会・郵政非正規ユニオン

東京都葛飾区新小岩2-8-8　クリスタルハイム302
合同・一般労働組合全国協議会　東部ユニオン気付
電話　03-6410-4329

合同・一般労働組合全国協議会のHPは、こちらからどうぞ　→

私たちは、新しく労働組合を結成した「郵政非正規ユニオン」です。郵便事業会社東京多摩支店で働く私たちに対し、会社は一方的に6月末での雇い止めを通告してきました。自分たちの雇用を自分たちで守るために組合をつくって、会社に解雇通告の撤回を求めました。私たちの組合結成宣言（裏面参照）をご覧ください。

郵政職場で働く仲間のみなさん！　とりわけ雇い止め通告を受けている仲間たち！　ともに解雇撤回を要求しましょう。私たちに連絡してください。このチラシは、私たちを応援してくれる全国各地の仲間にお願いして配ってもらっています。このチラシを配っている人たちに声をかけ、相談してください。

今まだ雇い止めを通告されていなくても、郵政は9月末にさらに大量の雇い止め解雇を計画しています。次はあなたかもしれないのです。

3月にも雇い止め通告が吹き荒れましたが、これに全国で反撃して勝利する闘いが起きています。3月末をもってゆうメイトを雇い止め解雇する、あるいは一方的に時給を下げたり労働時間を短縮することで賃下げすることが全国で強行されました。これに対し、きっぱりと「自分は辞めません」「こんな不当なことは認められません」と言い切って非正規労働者が立ちあがりました。これに、あわてふためいた会社側が、解雇通告を撤回し雇用継続を認める、あるいは不当な賃下げを撤回する事態が次つぎと生まれています。

岡山では、ゆうメイトの仲間が、不当な雇い止めに対して裁判を起こして、完全勝利しています（裏面参照）。だからもう裁判を起こすまでもなく、一方的な雇い止めは違法であり無効であるとして、雇用継続を命じる判決が確定しているのです。この判決を武器に闘えば必ず勝てます。

ぜひ私たちと、いっしょに立ちあがりましょう。

私たちの組合に入ってください！　すぐ組合に加盟しなくとも、私たちのように要求書を書いて会社に突きつけることができます。連絡してください。いっしょにやりましょう！

連絡先　電話　090（6303）5720
メール　sypan796@ybb.ne.jp

下の要求書を多摩支店の仲間７人（６月13日現在）が提出しました。空欄のところには各自の事情にあわせて書きこみました。雇い止め通告を受けている人は、同じような書面をつくり、会社に解雇通告撤回を要求しましょう！　私たちに、ぜひ連絡・相談ください！

東京都府中市南町4-40-35
郵便事業株式会社　東京多摩支店
支店長　　榎　春芳　殿

２０１１年6月　日
東京多摩支店輸送ゆうパック課
〔　氏　名　〕印

ご　通　知

私は、現在貴社にて勤務しておりますが、去る２０１１年5月　日、東京多摩支店長名の「雇い止め予告通知書」を渡辺副課長から渡されました。

「雇い止め通知書」は、２０１１年6月３０日で雇用を更新しない旨が書かれていました。

しかし、私は２０１０年　月　日に郵便事業会社に採用されて以来契約更新して今日に至っております。今後も当然契約更新する意志を強くもっています。

私は入社以来、郵便事業会社の正社員になろうと誠心誠意、真面目に会社の発展の為にと思って働いてきました。

また私は〔　各自の生活や家庭などの事情　〕

という事情から会社をやめるわけにはいきません。

現在雇い止め解雇は、いま大きな社会問題になっています。雇い止めするには社会通念上相当の理由を必要とし、今回の私への雇い止めは解雇権の濫用だと思います。

よって、速やかに雇用継続の打ち切り（雇い止め）を撤回するよう要求します。

また以下の項目について書面にて６月　日までに当方に提出されるよう要求します。

①「労働基準法」及び「有期労働契約の締結更新及び雇い止めに関する基準」に基づき「雇い止め理由証明書」
②期間雇用社員就業規則第10条に基づき「期間雇用を更新しない」ことの明解な理由。
③採用年月日、雇用契約更新年月日、懲戒の有無について。
④私が採用されてから今日までの私の出勤簿、分担簿、超過勤務・祝日勤務及び夜間勤務命令簿兼整理簿等。

岡山でゆうメイトが勝利判決

「自由裁量」で雇い止めはできない
「解雇権濫用」であり違法と確認

岡山のゆうメイトの仲間が自分に対する首切りと闘い、ついに今年の2月17日広島高裁岡山支部で、雇い止め解雇は違法であり無効であるとする、完全勝利の判決をかちとりました（別掲の2月18日付『山陽新聞』を参照）。今、郵政が進めている非常勤労働者の雇い止め解雇は、完全に違法不当であることが、裁判でも確認されたのです。現場労働者の力がかちとった勝利です。この画期的な、しかし、あまりにも当然な判決を武器に、立ちあがるときです。

判決では、期間雇用職員が正社員と同じように働き、職場で同等の役割を果たしていることを認定しています。その労働契約の更新を、一方的に打ち切ることはできないとしています。会社は「自由裁量」で雇い止めはできない、それは「解雇権の濫用」であり違法・無効であると、はっきりと認定しています。

当然です。あたりまえじゃないか！　今、郵便会社が「赤字」を理由に、大量の非常勤を雇い止めしようとしています。それは完全に違法不当であることが裁判でも、はっきりしたのです。「雇い止めするぞ」と脅して、自分から退職することを強要したり、労働時間短縮や配転による賃下げを強要したりすることも完全に違法行為です。

そんな卑劣な攻撃には、この広島高裁判決を叩きつけてやりましょう。「お前らのやっていることは違法であり無効である」と突きつけてやろう。

雇い止めは無効

郵便事業会社訴訟　元期間社員 逆転勝訴

高裁岡山支部

バイクで郵便配達中などの物損事故を理由に雇い止めされた郵便事業会社の期間雇用社員だった男性(30)＝岡山市北区＝が雇い止めの無効を求めた訴訟の控訴審で、広島高裁岡山支部は17日、男性の請求を棄却した一審判決を破棄し、期間雇用社員としての地位を認め、雇い止めされた2008年4月以降の給与の支払いを同社に命じた。

判決理由で高田泰治裁判長は「男性の職務が過重になりがちで、会社側の管理体制も事故の一因となった。男性の職務評価は良好で、雇い止めには合理的理由がない」とした。

二審判決などでは、男性は03年5月から岡山中央郵便局（当時）に非常勤職員として勤務。契約更新を繰り返し、07年10月の郵政民営化後も郵便事業会社と雇用契約を結んだ。バイクの後輪を縁石に乗り上げて停車中の車に追突するなど04年11月から08年2月までの5件の事故以外は職務に精励し、全体として高い評価だった。

一審判決は「男性がバイクの運転適性を欠き、契約更新は不適当とした会社の判断は相当」としていた。

二審判決後、男性は「訴えが認められてうれしい。1日も早い職場復帰を目指したい」と話した。同社広報室は「判決文を精査した上で今後の対応を検討したい」としている。

郵政非正規ユニオン・結成宣言

２０１１年6月１０日

労働者が労働組合を作るのは、われわれはモノではなく人間であるからだ。人間として、労働者として会社からの不当な雇い止めや抑圧や差別と闘うために、「郵政非正規ユニオン」を結成しました。

東京多摩支店長は、５月末にゆうパック課の社員に対し、昨年７月に採用した契約社員の多数を「契約解除」し６月一杯で雇い止めすることを、社会的常識としての「本人の意思確認」もせずに一方的に通告してきました。

今回の雇い止め通告をうけている契約社員は、昨年７月のゆうパックと日通との統合の失敗と、１０００億円の赤字のなかで採用された社員です。さんざん働かせておいて、今度は会社が赤字だから雇い止めにする、「お前はもう用済み」とばかりに使い捨てにしようというものです。

また今首を切れば涙金の夏のボーナスを出さなくてすむという計算までして雇用の打ち切りを通告してきました。

会社は私たちを解雇した上で、繁忙期のみに３週間のアルバイトを採用することを決め、現在募集をはじめています。倒産でもなく、事業所の閉鎖でもないのに、アルバイトに置き換え、私たちを雇い止めにすることは解雇権の乱用であり、違法であり絶対に認めることは出来ません。

私たちは、この一年間会社のために、３ヶ月間の期間雇用という条件の中で、一人ひとりが契約を更新するために正社員以上に働いてきました。自分の生活のためだけではなく、病気治療中の両親や家族を支えるためにも、会社をやめることは出来ません。家族も含めて生活の糧を失うことになります。

今社会全体は、世界大恐慌と大失業、３月１１日の東日本大震災、福島第一原発事故の中で新たな仕事を探すこともきわめて困難な状況です。

会社はこうした社会状況をわかりながらも、あえて言えばこうした社会的混乱に付け入って私たちの契約を打ち切ったものと思います。雇い止めされた社員がその後どうなろうとかまわないという本当に卑劣な仕打ちです。

会社は民営化されたとはいえ郵便事業は社会的事業です。週５日の深夜勤で体がボロボロになっても一生懸命働いている社員を追い出すような会社が、健全な経営や社会的事業として国民からの信頼を得ることは出来ません。

郵便事業の健全な経営の建て直しは、郵便事業の民営化の中で失われた国民のみなさんとの信頼関係の回復です。どんなに営業努力を叫び社員の尻を叩いても経営が改善するわけはありません。

もう一方ではJP労組中央本部と会社の癒着を断ち切ることです。「労使は運命共同体」と主張し、赤字の責任は現場にあるとして、それに逆らうものは徹底的に排除し、職場を牢獄のような環境に追い込んでいるのです。

正規・非正規をとわず社員が安心して、希望を持って働くことの出来る職場環境を保証することが、郵便事業会社が国民に信頼され経営危機を克服していく道です。

私たちのがまんももう限界です。このままでは会社も私たち自身も潰れてしまいます。

すべての社員の皆さんに「郵政非正規ユニオン」に結集するよう呼びかけます。そして一緒に闘い会社の姿勢をただし、この会社を担い、動かしているのは俺達だ！と、労働者の誇りを取り戻しましょう。

「郵政非正規ユニオン」は、全国・全世界で闘う労働者と団結し闘います。

労働者の未来の光は団結・労働組合です！　雇い止め撤回まで闘うことを宣言します。